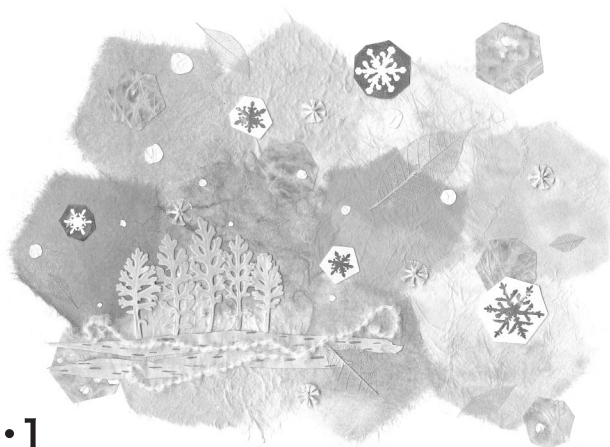




公衆衛生の人づくり・1

変わりゆく地域保健の 人材育成

平成6年に新たに制定された地域保健法に基づき、保健所は地域の専門的・技術的拠点として位置づけられました。また、全国の市町村には保健センターが整備され、住民に身近な健康診査等の保健サービスは市町村が担うことになりました。

各市町村は健康診査の受診率を向上させるなど、地域保健に関するさまざまな取り組みを行ってきましたが、生活習慣病の増大を阻止するには、日本人の豊かで便利な生活を健康づくりの視点で見直す必要があります。

今回の医療制度改革における特定健診後の保健指導は、まさにこの生活習慣改善に的を絞った対策と言えます。そして、健診後の保健指導を円滑に実施するために、健康診査の実施は医療保険者に義務付けられました。

このような制度転換が行われる中、これからの地域保健の課題は、生活習慣病やがん対策における医療連携や在宅医療ネットワークの構築、医療の質や安全の確保など、地域医療の課題をも包含する複合的かつ困難なものになっていくと考えられます。

また、SARSや新型インフルエンザ、HIV感染といった新たな感染症の脅威や、食品の安全性確保の問題、虐待・DV・薬物問題など、国民の健康と安全を脅かす健康危機の多発を受けて、保健所の危機管理対応への期待も高まっています。

本特集では、このような時代の変革期における保健所や市町村の技術職のあり方、そして、地域保健のリーダーである保健所長にどのような資質や資格要件が求められるのかを考え、ひいては変革期における地域保健人材育成システムのあり方について考察します。